

## 付議事件及び審議結果

5月20日上程

報告第 1号	町長の専決処分事項の報告について	5月20日	承認
発委第 3号	地域医療対策特別委員会の委員定数の変更について	5月20日	可決
議案第25号	坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月20日	同意

平成21年第1回坂城町議会臨時会

目 次

第1日 5月20日(水)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名について	2
○会期の決定について	3
○町長招集あいさつ	3
○報告第1号、発委第3号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	4
○議長の改選について	18
○副議長の改選について	20
○議席の一部変更について	21
○議案第25号の上程、提案理由の説明、採決	22
○常任委員の選任について	23
○議会運営委員の選任について	23
○特別委員の選任について	24
○一部事務組合議会議員等の改選について	24
○坂城町農業委員会委員の推薦について	25
○町長閉会あいさつ	26

# 平成21年第1回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成21年5月20日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 5月20日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	春 日 武 君
2 〃	山 城 賢 一 君	9 〃	林 春 江 君
3 〃	柳 澤 澄 君	10 〃	安 島 ふみ子 君
4 〃	中 嶋 登 君	11 〃	円 尾 美津子 君
5 〃	塚 田 忠 君	12 〃	柳 沢 昌 雄 君
6 〃	大 森 茂 彦 君	13 〃	宮 島 祐 夫 君
7 〃	入 日 時 子 君	14 〃	池 田 博 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 忠比古 君
総 務 課 長	宮 下 和 久 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
まちづくり推進室長	塚 田 陽 一 君
住 民 環 境 課 長	塩 澤 健 一 君
福 祉 健 康 課 長	中 村 清 子 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	村 田 茂 康 君
教 育 次 長	塚 田 好 一 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	山 崎 金 一 君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 5 発委第 3 号 地域医療対策特別委員会の委員定数の変更について
- 第 6 議長の改選について
- 第 7 副議長の改選について
- 第 8 議席の一部変更について
- 第 9 議案第 2 5 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 1 0 常任委員の選任について
- 第 1 1 議会運営委員の選任について
- 第 1 2 特別委員の選任について
- 第 1 3 一部事務組合議会議員等の改選について
- 第 1 4 坂城町農業委員会委員の推薦について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

**議長（池田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 1 年第 1 回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

**議長（池田君）** 会議規則第 1 2 0 条の規定により、7 番 入日時子さん、9 番 林

春江さんを、会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

議長（池田君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（池田君） 町長から招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） 本日ここに、平成21年第1回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員のご出席をいただき、開会できますことを感謝申し上げます。

さて、メキシコ、アメリカを中心に拡大しております新型インフルエンザは、WHO世界保健機構が警戒水準を人から人への感染が2カ国以上で起きていることを意味するフェーズ5と位置づけて、我が国でも空港等の水際対策が続けられているところでもございます。しかし、5月16日に国内初感染が確認され、兵庫県、大阪府の高校生を中心に感染が広がっており、諸々の対策がなされているところでもございます。

町といたしましても、4月30日に新型インフルエンザ対策本部を設置し、県等関係機関と連携を図り、情報収集、町民の情報伝達を中心に対応しているところでもございます。一日も早い終息を願うところでもございます。

景気後退によります町民生活への支援と地域経済の活性化を目的として事務が進められております定額給付金につきましては、5月18日現在、支給総額2億4,126万円で、予定額の92.74%、対象世帯の89.89%に給付されたところ です。

同じく多子世帯の負担軽減を図るための子育て応援特別手当につきましては、支給総額が687万円で、支給率は94%となっております。9月末までに申請ということでございますので、忘れていたということのないよう、個別通知や広報等で

引き続きPRをしてまいりたいと存じます。

千曲川バラ公園の拡張工事も完成し、1万㎡の公園となったわけでございます。薔薇人の会の皆さんやオーナー企業の皆さんが丹精込めて育てられたバラも250種、2千株となりました。5月30日から6月14日までの第4回ばら祭りの開催を予定しており、マスメディアの皆さんにもいろいろと関心が深まっているところでもございます。

6月5日、6日開催に向けて諸準備も進めております第18回全国ばら制定都市会議、いわゆるばらサミットでございますが、これに合わせまして全国の方々、また町内外の方々がここで交流し、また内外に発信されることを心から期待しているところでもございます。

本年度事業の柱であります食育・学校給食センター建設事業につきましては、今月末に8共同企業体による入札を予定しております。6月定例議会におきまして契約の議案を上程してまいりたいと考えております。

本臨時議会に審議をいただきます案件は、専決処分事項の報告7件、議会選出の監査委員の選任でございます。よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

---

**議長（池田君）** 日程第4「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第5「発委第3号 地域医療対策特別委員会の委員定数の変更について」までの2件を一括議題とし、議決の運びまでいたしたいと思います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（池田君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

**町長（中沢君）** 専決第1号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布されたことに伴い、坂城町税条例等の一部を改正いたすものでございます。

主な改正内容ですが、町民税関係では、ひとつとして、所得税の住宅借入金等特別税額控除適用者について、翌年度分の個人住民税から所得税の額を控除した残額を減額すること。

2つとして、平成21、22年度中に取得した土地を5年以上所有し、譲渡した場合には、1千万円の特別控除を適用すること。

3つとして、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度について、前年度の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外がある場合、特別徴収額に加算しないこと。

4つとして、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの上場株式等の配当譲渡益に係る税率3%の特別措置の延長すること。

固定資産税関係では、平成21年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の負担について調整措置をすること。

国民健康保険税関係では、介護納付金分の課税限度額を9万円から10万円に引き上げることなどがございます。

次に、専決第2号「平成20年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」でございます。

本案は、地方譲与税、地方交付税等の確定により専決をいたしたものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,839万円を減額し、歳入歳出予算の総額を68億53万2千円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、地方譲与税で685万5千円、地方交付税、特別交付税でございますが、7,194万6千円をそれぞれ増額し、そのほか事務事業の精算等に伴い、財政調整基金からの繰り入れを1億3,440万9千円減額いたしました。

歳出でございますが、文教施設整備基金への積み立てで5千万円を追加したほか、特別会計への繰出金を初め、それぞれの事業実績等により精算調整をいたしたものでございます。

専決第3号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」でございます。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ8,803万7千円を減額し、予算の総額を15億3,700万5千円といたすものでございます。

主な内容としてですが、歳入につきましては、前期高齢者交付金の減額と療養給付費負担金等の交付の減額などがございます。

歳出については、保険給付金の見込みを下回ったことによる減額と療養給付費交付金の翌年度返還のための予備費の増額でございます。

歳入としては、国民健康保険税で497万8千円、基金繰入金で734万7千円を増額し、国庫支出金で1,216万円、療養給付費交付金で3,320万4千円、前期高齢者交付金で4,351万9千円、県支出金で329万4千円、他会計繰入金で810万9千円を減額いたしております。

歳出の主なものでございますが、保険給付費で7,857万8千円、共同事業拠出金で1,626万7千円を減額し、予備費で1,480万円を増額いたすものでございます。

専決第4号でございますが、「平成20年度坂城町老人保健特別会計（第3号）について」でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,087万円を減額し、予算の総額を1億6,829万1千円といたすものでございます。

歳入の主なものですが、支払基金交付金が2,207万4千円、国庫負担金が81万5千円、県負担金が348万5千円、他会計繰入金が1,619万7千円をそれぞれ減額し、返納金169万8千円を増額いたすものでございます。

歳出でございますが、医療諸費4,149万7千円を減額、一般会計繰出金62万8千円を増額いたすものでございます。

次に、専決第5号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」でございますが、本案は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ849万9千円を減額し、予算の総額を8億2,332万3千円といたすものでございます。これは平成20年度下水道受益者負担金等の確定や一般管理費、施設管理費、公共下水道事業費等の精算に伴う補正でございます。

歳入でございますが、下水道負担金を283万9千円、下水道使用料を195万4千円増額し、一般会計繰入金を1,332万円減額いたすものでございます。

歳出でございますが、一般管理費を36万2千円、施設管理費を38万9千円、公共下水道事業費を714万8千円減額いたすものでございます。

専決第6号「平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万2千円を増額し、予算の総額を10億1,196万7千円といたすものでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金が180万7千円、県支出金が83万2千円、一般会計繰入金が511万9千円、支払準備基金繰入金が489万円を減額いたし、保険料1,151万4千円を増額するものでございます。

歳出では、総務費が313万3千円、保険給付費が1,415万7千円、地域支援事業費が416万3千円を減額いたしまして、支払準備基金積立金810万3千円、予備費1,434万8千円を増額いたすものでございます。

次に、専決第7号でございます。「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万9千円を減額し、予算の総額を1億3,257万2千円といたすものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料78万8千円、他会計繰入金89万2千円をそれぞれ減額し、諸収入25万4千円を増額するものでございます。

歳出でございますが、総務費が61万円、後期高齢者医療広域連合納付金が78万8千円をそれぞれ減額いたすものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切にご決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

**12番(柳沢君)** 発委第3号「地域医療対策特別委員会の委員定数の変更について」趣旨説明をいたします。

本特別委員会は、医療を取り巻く情勢の極めて厳しい中で、今後も地域医療の充実を図ることが必要であります。つきましては、この3月議会において名称を変更し、引き続き付託事項の地域医療に関することについて審査及び調査を行ってまいります。今回、能率的な活動をしやすくするため、委員定数を14人から7人に改めるものであります。

以上、議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。趣旨説明といたします。

**議長(池田君)** 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで、報告事項調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時31分～再開 午前10時42分)

**議長(池田君)** 再開いたします。

◎日程第4「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第2号「平成20年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 今回の専決処分に出されました一般会計補正予算、これはその他特別会計も合わせての関係になるんですけれども、2点について町のお考え等を聞かせていただきたいなと思います。

ご承知のとおり、地方自治は二元代表制、議会制民主主義という立場をとっております。そういう中で議会の議決案件、事件というものは法律に定められているわけでございます。そういう中で予算を定めるという大きな事件については、議会の、いわゆる議決案件という、言うまでもないことでございますけれども、そういう中で、例年年度末を越したときに、こういう形で専決が出るということでございます。実態としては、先ほど町長の議案説明にもありましたとおり、国の交付金や、あるいは負担金等、そういう金額が年度末ぎりぎりに決まるというようなことで、それに伴う財源調整等を行っているかと思うんですけれども、専決という事態を考えると、地方分権が進む中で、これからの厳しい財政状況の中で、いわゆる行政ニーズがどんどん膨らんでいく、そういう中で、やはりより厳格に対応していくことだと思っております。

そういう中で、ひとつ質問でございますけれども、18年の自治法改正で、昔は議会を開く暇がない、時間がとれないからというようなことでしたけれども、緊急を要するために、今回の提案説明にも書いてございますけれども、緊急を要するために時間がないということで専決をされるわけでございますけれども、こういう中で一般的に、例えば全国の議会等を見ておきますと、改革等を進めていく中において、自治法で定例議会が1回以上というか、回数制限がとれたというようなことで、通年議会にしているところもあるんですね。そういうところは何が一番効果があったかという、専決がなくなったという言い方をしているわけですね、常に議会が開かれているということで。そういうことも流れとして考えたときに、やはり専決事項は必要最小限に行うべきではないかと思うわけございまして、財源調整等、あるいはこれから調整される決算書の予算現額との差額を小さくするというような、議会筋においても、そういう指摘を、できるだけ小さくするというような指摘もあったことも全国的には聞いておりますけれども、そうではなくて、やはり情報公開という流れの中で、まず、できるだけこういう専決処分の枠を必要最小限に

すべきではないかと思いますが、そういうことに対するお考えをちょっと示していただきたいと思います。

それから、2番目といたしまして、3月の補正予算の関係でございますけれども、これを見ますと、これだけ不景気が去年の秋から急速に落ちたという中では、3月の補正で財源調整もしてあった面もあるかと思っておりますけれども、予算書を見ますと、国等の交付金や何かが減っているということで、それ以上に節減等も努力されたようでございます、繰入金も全般的に減っているわけですね、基金を残すことができたということで。そういう面では、この厳しい財政の中では非常に望ましいあり方だと思うんですけれども、そういう中で、これも国の交付金とか、そういうものの必要最小限にして、あとは細部における小さな額の調整等については、これは予算にない支出はできないわけでございますので、むしろそういう形で必要最小限に補正予算も組むべきではないかと思うんですけれども、そういうことに対してのお考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

**総務課長（宮下君）** 専決処分事項についてのご質問でございます。

長の専決処分事項につきましては、地方自治法179条の規定に基づき、行っております。議会を招集する時間的な余裕があれば臨時会を開いての議決をお願いしていくわけですが、緊急的な案件につきましては、専決処分が規定をされております。今後も必要最小限度の中で自治法にのっとり対応をしてみたいというふうに考えております。

また、不用額につきましては、少額のものについては必要ないではないかということでございます。補正の専決の部分につきましては、特定財源を伴うもの等につきましては、歳入予算等の過不足を生ずるものを原則として専決処分しておりますけれども、額が少額でも、その事業に充てるための財源であるということでありますので、予算計上を原則として考えられます。ご理解をいただきたいと思います。

また、この期間4月1日から5月31日までは、ご案内のとおり、出納整理期間ということで自治法の235条におきまして定められております。前年度会計未までに確定しました債権、債務についての所定の手続を完了し、現金の未収、未払いの整理を行うための期間でございます。こういった形で地方公共団体の出納を整理する便宜のために設けられているものでございまして、こういった時期の中で専決をしなければならないという状況でございます。こういったことでありますので、なかなか緊急的に処理することは大変困難であるということでございますので、ご

理解をいただきたいと思います。

**1 番（田中君）** 答弁はそのとおりでございまして、一応できるからやっているわけ  
でございまして、実は私もちょっと調べてみたんですけれども、大体ほとんど実際  
には4月へ入って専決の予算をつくっているというような状況でございまして、こ  
ういうことが法の制度なり趣旨の中において、やはり妥当性というか、意義を考え  
たときに、やはりちょっと考えなければいけない問題じゃないかと。例えば3月  
31日付に国の方から内示が来るというのが例年のことでわかっているのであれば、  
3月の補正の中で、ある程度そういう対応もするなりして、専決は必要最小限に行  
うということを要請・要望をしておきます。

こういうことが今までやってきたからそのままいくということと、それともうひ  
とつは、国から来るのが出納整理期間の5月31日までの間に出てくるというよう  
なことで、どうしてもやむを得ないんだということも事実としてわかるわけなん  
ですけれども、そういうものについては必要最小限にするというお考えで取り組ん  
でいくことが、これからのより公平・公正、情報公開、適正な透明性のある行政を行  
う上におけるひとつの原点じゃないかと思うんです。

第2質問として、要望ですけれども、例えば北海道の白老町なんかは通年議会に  
したわけです、去年から。そういうところは一体この3月のときにどうしているの  
か、4月にいって臨時開催してさかのぼってこういう形で取り組んでいるのか、通  
年議会ですから専決はあり得ないと思うんですけれども、その辺もまた調べていた  
だくことを要望して私の質問とします。

**議長（池田君）** ほかにございせんか。

**1 1 番（円尾さん）** 2点のお尋ねをいたします。

まず16ページ、総務費の町税費の中の説明の中で、23015税償還金と還付  
加算金についてお尋ねしたいと思います。

1、100万円という大きな減額ですけれども、現実には今年度の中で補正予算  
で3千万円の追加があったかと思えます。今の時点で1、100万円、最終でこれ  
を減額するということについての説明を求めたいと思えます。

それから、もう1点は、34ページ、公園管理費の中のバラ公園の施設整備工事  
が230万円計上されていますが、この中身について説明いただきたいと思えます。

**総務課長（宮下君）** 税の償還金と還付加算金につきまして、1、100万円の削減  
をさせていただきました。2月補正で個人の住民税の税源移譲に伴います所得変動

に対応するためということで、3千万円計上いたしました。都合4、100万円の計上してあったということでございます。現実的な実質的な支出につきましては、個人分につきましては509件、1、351万8千円が還付されております。そのほか法人町民税につきましても24件加算金も含めまして出ており、個人住民税と合わせまして全部で総額2、848万4千円が既に還付されているということでございます。この分につきましては、見積りよりも下回ったということでご理解をいただきたいと思っております。

**建設課長（村田君）** 私からは34ページ、バラ公園施設整備工事の専決補正のご質問をいただきました。

この内容でございますが、20年度、当初予算あるいは補正予算でバラ公園の整備工事を行ってまいりましたが、今回5月30日から始まるばら祭りにつきまして、ばら祭り実行委員会が2月、3月、いろいろ開かれた中で、大型観光バスの駐車場、観光会社から問い合わせがあったりというような中で、大型観光バスの駐車場を整備をしてほしいというような、いろいろご意見がございまして、理事者等と相談する中で施工したということがあります。

もう1点「車窓から見えるバラ公園」というようなキャッチフレーズもある中で、委員会の方で大型看板を設置したらどうかというようなこともございまして、理事者等と相談する中で、両面10基を施工させていただいたという内容でございます。以上でございます。

**11番（円尾さん）** 税の還付についてはご説明のとおりだと思うんですけども、先ほどの田中議員の関係とも関係してくるわけですね。1、100万円を最後まで引っ張ってきたということについて、私もやはりこのところが納得できない部分というのがあるわけですね。もっと早くに、予納金を返していくというような形の中では、ある程度置いておかなければいけないですけども、住民税と所得税の変更の中での還付金というのは、恐らく最後まで引っ張らなくてもわかってくる数字だと思うんです。

その辺について、どういう判断をされたのか、それをお聞きしたいということと、もう1点は、やはり不況の中で大変な状況があるわけですけども、法人税の還付というようなことが大変気がかりなところなんですけれども、実際にはどんな状況が見えてきているのか、その辺どういうふうに判断しているのか、その辺をお尋ねしたいと思っております。

それから、バラ公園については中身的にはわかりましたが、じゃあ、これはもう既に、5月30日、目の前にばら祭りが迫っていますので、もう既に終了しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。大型バスの駐車場というのは、どの辺になって、どこまで入れるのかというところを、もう1度確認だけさせてください。

**総務課長（宮下君）** 3月の補正につきましては、2月中に状況を見るということがあります。法人の関係につきましては、3月に入りましてからの支出といたしますか、還付が出てまいりますので、なかなかそこまで読み切れないという部分がございます。今回大きく補正をさせていただいた中で、また減額を大きな部分で出るということで、そういったご指摘も受けている部分だと思いますけれども、最終調整の中で対応させていただきたい。万一の場合がございますので、返せないという状況があるわけにいかないものですから、そういった対応をとらせていただいております。

それと今年度の状況等経済状況でございますが、大変厳しい状況が、昨年以上の厳しい状況があらうかというふうに思います。本年度の予算につきましても、法人町民税は前年比でいきまして47%しか見込んではいません。そういった中で4月の法人町民税の納入等があったわけですが、やはり前年に比べますと非常に大きな減になっていると。ただ、すべてが減になっている状況ではなくて、中には1、2、そういった中でも伸ばしているところもあります。ただ、それは最終的なものを見ないと結果としてわからないという状況かと思えます。今、私どもの状況の中では、見積りの中でなかなかすべてが見れない状況であります。前年度4月分で行きますと、1億4千万円収入がありましたものが、今年度4月で行きますと、約1千万円という状況で、92%マイナスになっているという状況があります。状況は決して好転しているわけではない。ただ、お聞きしますと、アメリカ、中国の方での景気の動きが動き始めているというようなお話も聞いている中で、少しでも明るい状況を見ながら前に進めたらいいなど。ただ、財政的には、そういったものに対する対応を厳しく見ながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**建設課長（村田君）** 駐車場の整備工事でございますが、場所につきましては、土地開発公社で先行取得していただいております県道坂城インター線の先線の用地を利用させていただきまして、宮入さんの北側のおよそ200から250m区間、堤防じりまでのところでございます。整備につきましては、碎石舗装をさせていただきまして、既に完了しております。大型バス10台から11台ぐらい既に区画の整備

も終わりました、それぐらいの駐車ができる場所を整備完了しております。以上で  
ございます。

**議長（池田君）** ほかにございませんか。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第3号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につ  
いて」

**議長（池田君）** これより質疑に入ります。

**10番（安島さん）** 国民健康保険特別会計の中で、8,800万円ほど今回減額さ  
れておりますが、この内容が、主な内容が保険給付金ということでございます。こ  
れは単純に考えて医療費が減っているということによろしいのでしょうか。

**福祉健康課長（中村さん）** お答えいたします。

医療費なんです、20年度の医療費につきまして、19年度に比べまして当初  
見込んだより少なくて済んでおります。

**10番（安島さん）** 原因なんです、昨年から始まりました特定健診などの効果が  
あらわれているという解釈でよろしいのでしょうか。

**福祉健康課長（中村さん）** 20年度から始まりました特定健診の影響でというこ  
ではなくて、当初、医療費を見積もったのに対して下回っておるといような状況  
でございます。

いろいろな状況も、今まで健康づくり教室等実施してまいりましたので、その関  
係、保健指導、栄養士さんの栄養指導等が少しずつ実を結んできているのかどうか  
ということなんですけれども、実際に全体の中で、これが影響して減少したという  
状況は今つかんでおりませんので、よろしく願います。

**1番（田中君）** 関連でございますけれども、国家的には医療費なり社会福祉費が非  
常に増大して財政を圧迫しているという状況の中で、今年度こういう医療費が予算  
よりも少なくなったということで、非常に望ましい方向だと思うんですね。私も  
実は、その背景は何なんだろうかと、いわゆる高齢者医療や、そういう関係ともか  
かっているのかなという、その辺を私、1点として調べていただいて、できたら資  
料として、なぜ当初予算、ちょっと昨年度の決算書がちょっと今見ていないのでわ  
からないんですけれども、昨年度と比べてもどうなのか。そして、それがどういう  
背景なのか、結局は給付金が少ないということは健康保険を使った、医療にかかっ  
た実態が予算よりも少なかったということだと思うんですけれども、もう少し、せ

っかくですから、いいことなので、どういうことなのか。そして一番望ましいのは町民の皆さんが健康が増進しているんだということであれば一番いいわけでございますけれども、その辺をちょっと要求をお願いしたいと思います。

それから、もうひとつ、繰入金が、わずかですけれども、医療費が少なかった割に一般会計から繰入金がわずかしか減っていないんですけれども、この辺については財源調整をしたということなんですか、それともこの繰入金がなければ、この特別会計が成り立たなかったのかどうか、その辺の説明、わかったら教えてください。

**福祉健康課長（中村さん）** 一般会計からの繰入金につきましては、それぞれ負担分が、町で負担していただく分が決まっております、保険基盤安定繰入金等保険税軽減分、それから保険者支援分、それと出産育児一時金の繰入金、国保財政安定化支援事業繰入金、それと事務費繰入金等決まっております、支出に対する繰入金をいただいております。

医療費が減少したということなんですが、20年度、後期高齢者医療制度もありまして、その制度改正によることも影響をしてくているかと思っております。減少した原因、どんな状況なのかということ、こちらの方でわかる範囲で調べまして、また後ほど資料を、後日になるかと思っておりますが、資料を差し上げたいと思っております、よろしく願いいたします。

**1番（田中君）** その辺の説明、せっかくいいことでございますので、できるだけ詳細な資料をお願いしたいと思います。

それから、今、繰入金の関係で町の負担する分が支出に対して決まっている項目だということなんですけれども、医療費そのものが減っているんですから、そういうわけで、その減った割合に対して繰入金の割合が低いんじゃないかなという思いでちょっと質問したので、その辺もまたわかったら説明の中へ示しておいていただければと思います。今ここでは、わかれば教えてください。

**福祉健康課長（中村さん）** 一般会計繰入金につきましては、医療費に対しての繰入金ではありません、保険基盤安定繰入金が主なものなんですけれども、それにつきましては、保険税が軽減したことによる繰り入れになります。ですので、医療費が減ったことが即、一般会計からの繰入金も減ってくるということにはなっておりません。

**11番（円尾さん）** 国保の補正予算についてですけれども、先ほどの中身の中で、今年度は医療費が少なかったからというお話があって、かなり減額になったという

お話がありました。そのことは町民の皆さんが健康だったということで評価できることなんですけれども、大変な不況の中で、保険税がどういう形で入ってきているのかなというのが非常に気になります。滞納状況とか、その辺については、どのように判断されているのかお尋ねしたいと思います。

**総務課長（宮下君）** 20年度の関係で見まして、国民健康保険税の一般の現年分で見ますと、91.61%の納入でございます。大変厳しい中でありますので、滞納状況も状況的には増えている状況でございますけれども、そういった中では現在、4月末現在、20年度の分におきまして90%を超える納入がございます。そういった中では、町民の皆様にもご理解いただきまして保険税の納入等につきましてご協力を賜っていきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

**11番（円尾さん）** 今のお話ですと、91.61%というような収納率ですけれども、現実には滞納が増えているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。その辺がはっきりご答弁の中になかったように思います。

それともうひとつは、医療費が減っているけれども、滞納も増えている。こういう大変な状況なんだけれども、じゃあ、今年度21年度は税率をどういうふうにさわっていくのかとか、そういう考えを持っているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思うんです。新型インフルエンザというようなことがありまして、これが本当に流行してくると保険の給付金というのものがぼんと増えるわけですけれども、そんな状況や今の不況の中で保険税が払えないという町民の皆さんの切実な願いがあるわけですけれども、私はぜひ税率はさわらないでほしいと思っておりますが、それについてどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

**福祉健康課長（中村さん）** 先ほど国民健康保険、医療費は少なくなってきたというような、予算で減額になっておりますので、そういうことなんです。医療制度、去年20年の4月に後期高齢者移行に伴って退職者の医療制度も変わってきております。それで退職者医療制度が段階的に廃止ということで、退職者の方が一般の医療分に含まれるようになってきております。そうしますと、医療費がやはり増えてまいります。医療費そのものも、先ほどの予算の状況とまた変わってくるような状況になりますし、今の新型インフルエンザの流行、蔓延に伴って医療費が伸びてくることも考えられます。しかし、現在の経済情勢も考えますと、被保険者の方の負担も増えてまいりますので、ただいま所得が税の方である程度確定してきていますので、それを見ながら試算をして検討している状況でございます。なるべく上

げないでいられれば一番よろしいんですが、医療費の伸びと、それから税収等を考え合わせまして、これから決めていきたいと思っております。

**収納対策推進幹（春日君）** それでは、滞納状況についてお答えいたします。

国民健康保険税につきましては、大変厳しい経済状況の中で大変収納率につきましても厳しい状況であります。先ほど課長の方から答弁がありましたけれども、昨年に比べまして現年度分でマイナス0.75%、それから滞納繰越分につきましては、マイナス3.74%ということで、こういう厳しい状況でありまして、滞納もそれなりに増えているような状況にあります。以上です。

「質疑終了、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第4号「平成20年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第5号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第6号「平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第7号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

**議長（池田君）** これより質疑に入ります。

**1番（田中君）** ちょっと昨年は後期高齢者がいろいろ制度の見直しがあったというようなことであれなんですけれども、そういう中で、ちょっと歳入の関係で後期高齢者保険料、予算額が78万8千円ほど減っているんですけれども、これはどういう理由背景なのか。いろいろ暫定的な措置を踏まえて補正はされているわけなんですけれども、見方によっては1億円のうちの78万円ですから予定した保険料が納められたということかと思うんですけれども、ちょっと後期高齢者の状況を把握したいので、ちょっとこの、いわゆる3月の一番新しい時点での納付率とか、あるいは状況について説明をお願いしたいと思います。

**福祉健康課長（中村さん）** 後期高齢者保険医療の収納率ですが、3月末の状況で、坂城町の状況で99.37%でございます。若干未納になっている方がいらっしゃ

いまして、その分がありますし、収納の補正の減額の分なんですが、移動の関係も、資格の得喪の関係もありますので、減額になっております。

「質疑終了、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

◎日程第5「発委第3号 地域医療対策特別委員会の委員定数の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（池田君） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時24分～再開 午前11時29分）

副議長（宮島君） 再開いたします。

休憩中に議長、池田博武君から議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第117号の規定により、議長に退場を求めてあります。

職員に辞職願いを朗読させます。

議会事務局長（吾妻君） 朗読いたします。

「辞職願。私儀、一身上の都合により坂城町議会議長を辞職いたします。平成21年5月20日。坂城町議会議長、池田博武。坂城町議会副議長、宮島祐夫殿」。以上です。

副議長（宮島君） ただいま朗読のとおりであります。議長の辞職には地方自治法第108号の規定による議会の許可が必要であります。

お諮りいたします。

池田博武君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

副議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、池田博武君の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時31分～再開 午前11時32分）

副議長（宮島君） 再開いたします。

ただいま退任されました前議長、池田博武君から退任のあいさつを求めてありますので、これを許可をいたします。

14番（池田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、退任に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

権威ある坂城町議会議長の要職を2年間務めさせていただきました。本日、退任

に当たり大過なく、この退任ができますことを心より御礼を申し上げる次第でございます。つきましては、議員各位、また議員の先輩の皆様、町ご当局、大変ご高配をいただきまして、また温かいご協力をいただきまして退任ができますことを心より御礼を申し上げる次第でございます。

私も2年間、議会の公平・公正な運営、議会の活性化、また議会権能の向上に向けて取り組んできたつもりであります。が、私の力量不足ということもございまして、すべてが了とするわけにはいきませんでした。この点は深くお詫びを申し上げる次第でございます。

今後一議員として地方自治の進展に微力ながら邁進する所存でございますので、今後ともよろしくご指導のほどをお願い申し上げ、退任のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

**副議長（宮島君）** あいさつが終わりました。

---

◎日程第6「議長の改選について」

**副議長（宮島君）** お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118号第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**副議長（宮島君）** 異議なしということで認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたします。

お諮りいたします。

指名の方法については副議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**副議長（宮島君）** 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定をいたしました。

議長に春日武君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長が指名した春日武君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**副議長(宮島君)** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した春日武君が議長に当選をいたしました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

ただいま議長に当選いたしました春日武君から議長就任のあいさつをお願いをいたします。

**8番(春日君)** このたび議員各位のご推挙をいただきまして議長の職を務めさせていただくことになりました。もとより非力の身ではありますが、議会の権能が十分に発揮できますよう、務めさせていただく覚悟であります。議員各位には変わらぬご指導をいただきますよう、お願い申し上げます、また理事者を初め職員の皆様には温かいご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、就任のあいさつといたします。

**副議長(宮島君)** あいさつが終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時37分～再開 午前11時42分)

**議長(春日君)** 再開いたします。

休憩中に副議長、宮島祐夫君から副議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第117条の規定により副議長に退場を求めています。

事務局長に辞職願いを朗読させます。

**議会事務局長(吾妻君)** 朗読いたします。

「辞職願。私儀、一身上の都合により坂城町議会副議長を辞職いたします。平成21年5月20日。坂城町議会副議長、宮島祐夫。坂城町議会議長、春日武殿」。以上です。

**議長(春日君)** ただいま朗読のとおりであります、副議長の辞職には地方自治法第108条の規定による議会の許可が必要です。

お諮りいたします。

宮島祐夫君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(春日君)** 異議なしと認めます。

よって、宮島祐夫君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時44分～再開 午前11時45分)

議長（春日君） 再開いたします。

ただいま退任されました前副議長、宮島祐夫君から退任のごあいさつを求められておりますので、これを許可いたします。

13番（宮島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、退任のごあいさつをさせていただきます。

振り返りますと、平成19年5月より2年間にわたり副議長という要職を大過なく務めさせていただきました。これもひとえに議員各位、また町当局それぞれの皆さんの温かいご指導ご支援のおかげだと深く感謝を申し上げる次第でございます。今後は一議員として残された2年間、地方自治の進展、また坂城町議会、坂城町の発展のために、微力ではございますが、全力を尽くさせていただきたいと思うわけでございます。何とぞよろしく願いをいたしたいと存じます。

簡単ではございますが、退任のごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

議長（春日君） あいさつが終わりました。

---

◎日程第7「副議長の改選について」

議長（春日君） お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に柳澤澄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました柳澤澄君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(春日君)** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました柳澤澄君が副議長に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定による当選人の告知をいたします。

ただいま副議長に当選いたしました柳澤澄君から副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

**3番(柳澤君)** ただいまは議員皆様の温かいご推挙ありがとうございました。副議長を務めさせていただきます。

もとより非才であり、微力ではありますが、責任の重さをしっかり受けとめ、春日議長を補佐し、議会の責務が全うで円滑に遂行されるよう、力を尽くしてまいります。

つきましては、議員皆様の一層のご指導ご支援を心からお願い申し上げます。また理事者、職員の皆様にも、これまで以上のご支援ご協力をいただけますよう、心からお願い申し上げ、就任のごあいさつといたします。

**議長(春日君)** あいさつが終わりました。

---

◎日程第8「議席の一部変更について」

**議長(春日君)** 今回、議長、副議長の選挙等に伴い、議席の一部を変更します。議席は会議規則第4条第3項の規定により議長が定めます。

職員に変更する議席番号と氏名を朗読させます。

**議会事務局長(吾妻君)** 朗読いたします。

2番 中嶋登君、3番 塚田忠君、4番 大森茂彦君、5番 山城賢一君、6番 入日時子さん、7番 安島ふみ子さん、8番 林春江さん、9番 宮島祐夫君、10番 池田博武君、13番 柳澤澄君、14番 春日武君。以上です。

**議長(春日君)** ただいま朗読したとおり議席を定めました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時51分～再開 午前11時54分)

**議長(春日君)** 再開いたします。

---

◎日程第9「議案第25号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

議長（春日君） 地方自治法第117条の規定により、池田博武君の退場を求めています。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 「議案第25号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明します。

本案は、かねて議会選出の監査委員としてご労苦を賜り、また、ご活躍をいただきました円尾美津子さんの辞職を承認し、新たに池田博武氏を議会選出監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意をお願いするものでございます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（春日君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時59分～再開 午後12時00分）

議長（春日君） 再開いたします。

ここで10番 池田博武君から発言を求められておりますので、これを許可します。

10番（池田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

ただいまは議員各位のご高配を賜り、議会選出の監査委員として、その選任の同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

今、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。その中で、やはり監査の重要性が今まで以上に増しているところが現状でございます。私も微力ながら精一杯務めさせていただきますので、よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（春日君） あいさつが終わりました。

◎日程第10「常任委員の選任について」

議長（春日君） 常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により議長において指名したいと思います。

職員に朗読させます。

議会議務局長（吾妻君） 朗読いたします。

総務産業常任委員7人、安島ふみ子さん、田中邦義君、柳澤澄君、円尾美津子さん、池田博武君、林春江さん、塚田忠君。社会文教常任委員7人、中嶋登君、入日時子さん、春日武君、柳沢昌雄君、宮島祐夫君、山城賢一君、大森茂彦君。以上です。

議長（春日君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による常任委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

総務産業常任委員長 安島ふみ子さん、同副委員長 田中邦義君、社会文教常任委員長 中嶋登君、同副委員長 入日時子さん。以上であります。

---

◎日程第11「議会運営委員の選任について」

議長（春日君） 議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により議長において指名したいと思います。

職員に朗読させます。

議会議務局長（吾妻君） 朗読いたします。

議会運営委員5人、林春江さん、安島ふみ子さん、柳沢昌雄君、池田博武君、中嶋登君。以上です。

議長（春日君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による議会運営委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

議会運営委員長 林春江さん、同副委員長 安島ふみ子さん。以上であります。

---

◎日程第12「特別委員の選任について」

議長（春日君） 特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により議長において指名したいと思います。

職員に朗読させます。

議会事務局長（吾妻君） 朗読いたします。

高速交通網対策特別委員7人、塚田忠君、入日時子さん、春日武君、柳澤澄君、柳沢昌雄君、円尾美津子さん、宮島祐夫君。坂城駅周辺整備特別委員7人、大森茂彦君、山城賢一君、池田博武君、林春江さん、安島ふみ子さん、中嶋登君、田中邦義君。広報発行対策特別委員5人、柳澤澄君、安島ふみ子さん、大森茂彦君、中嶋登君、田中邦義君。地域医療対策特別委員7人、柳沢昌雄君、円尾美津子さん、柳澤澄君、林春江さん、大森茂彦君、塚田忠君、中嶋登君。以上です。

議長（春日君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、それぞれの特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定により、各特別委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

高速交通網対策特別委員長 塚田忠君、同副委員長 入日時子さん。坂城駅周辺整備特別委員長 大森茂彦君、同副委員長 山城賢一君。広報発行対策特別委員長 柳澤澄君、同副委員長 安島ふみ子さん。地域医療対策特別委員長 柳沢昌雄君、同副委員長 円尾美津子さん。以上であります。

---

◎日程第13「一部事務組合議会議員等の改選について」

議長（春日君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選

にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(春日君)** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(春日君)** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

職員に朗読させます。

**議会事務局長(吾妻君)** 朗読いたします。

長野広域連合2人、春日武君、円尾美津子さん。上田地域広域連合2人、柳澤澄君、林春江さん。葛尾組合4人、柳沢昌雄君、池田博武君、安島ふみ子さん、中嶋登君。千曲衛生施設組合3人、山城賢一君、塚田忠君、田中邦義君。六ヶ郷用水組合4人、柳澤澄君、入日時子さん、山城賢一君、塚田忠君。千曲坂城消防組合3人、宮島祐夫君、入日時子さん、大森茂彦君。以上であります。

**議長(春日君)** お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名いたします。

今、議長が指名しました方々を当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(春日君)** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、一部事務組合議会議員等に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

---

◎日程第14「坂城町農業委員会委員の推薦について」

**議長(春日君)** この5月17日をもって坂城町農業委員会委員の任期が満了となりました。

よって、議会推薦による坂城町農業委員会委員の推薦を行います。

議会推薦による農業委員を3人とし、うち2人について初めにお諮りいたします。  
滝澤有子さん、堀君子さんの2人を推薦したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認めます。

よって、滝澤有子さん、堀君子さんの2人を坂城町農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで地方自治法第117条の規定により、3番 塚田忠君の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

(休憩 午後12時11分～再開 午後12時12分)

議長(春日君) 再開いたします。

お諮りいたします。

坂城町農業委員会委員に塚田忠君を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認め、塚田忠君を坂城町農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後12時13分～再開 午後12時14分)

議長(春日君) 再開いたします。

---

議長(春日君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長(中沢君) 平成21年第1回坂城町議会臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

専決処分事項7件、監査委員の選任に、それぞれご同意ご承認ご決定いただき、ありがとうございました。

本臨時会では正副議長さんが改選されました。前議長の池田議員さん、前副議長の宮島議員さんとは2年間にわたりまして本当にご苦勞をいただきました。的確な議会運営、そして、ご指導を賜り、心から感謝と敬意を申し上げます。

新たに議長になられました春日武議員さん、副議長の柳澤澄議員さんにおかれま

しては、改めてご苦勞を賜るわけでございますが、ご活躍されることを心から期待申し上げますところでもございます。

また、2年間、町監査委員としてお務めいただきました円尾美津子議員さんにおかれましては、ご指導を賜りまして感謝申し上げます。

新たに監査委員として選任されました池田博武議員さんには、引き続き、お力添えをいただくようお願い申し上げます。

議会構成、委員会構成も新体制となりました。今日の坂城町を取り巻く経済環境は自治体として過去経験したことのない状況の中に置かれる大事な時期でもございます。町と議会が互いにそれぞれの役割を尊重し、自律するまち坂城町を牽引してまいることが大事だと考えております。

議員各位のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、閉会のごあいさついたします。ご苦勞さまでした。

**議長（春日君）** これにて平成21年第1回坂城町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（閉会 午後12時16分）



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員